**平成２７年（フ）第３０号**
埼玉県春日部市豊野町１丁目27番地39　クレストールシマダ201、旧住所埼玉県春日部市小渕538番地１　チェリーグラディオ103号
債務者　藤原　貴士
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第９８２号**
千葉県習志野市津田沼６丁目12番23号　アピス205号
債務者　宮内　宣弥
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第１０９１号**
千葉県船橋市前貝塚町1168番地７
債務者　阿久根鋼吉
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第１８号**
千葉県船橋市海神３丁目１番20号　大誠ハイツ203号
債務者　池田　妙子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２７年（フ）第３７号**
千葉市中央区新宿１丁目23番１号　千葉グランドハイツ610号
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２６号**
千葉県香取市佐原ホ1202番地　コーポ伊藤１号室
債務者　本宮　里子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで千葉地方裁判所佐原支部

**平成２７年（フ）第３号**
静岡県沼津市今沢13番地の１　片浜団地２棟502
債務者　勝山　真光
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２７年（フ）第２１号**
岡山県倉敷市水江1422番地１　市営水江住宅16号
債務者　村上　誠二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１１号**
高知市鴨部1134番地１　第２いく代マンション102
債務者　岡林利津子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで高知地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第２１号**
高知県吾川郡いの町内野北町87番地
債務者　吉本　新也
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２２１２号**
札幌市豊平区月寒東３条５丁目１番10号　Ｌｅ．Ｃｉｅｌ月寒101号
債務者　竹村　由己
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３３３号**
札幌市白石区南郷通５丁目南２番６号　サニーハウス西谷302号
債務者　橘　　朋弘
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３４９号**
札幌市中央区南12条西16丁目１番31号　ヒルズタウン幌西Ｃ301号
債務者　徳差三紀子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３６４号**
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番３―505号
債務者　平岡　美香（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３７７号**
札幌市清田区真栄５条３丁目５番８号　グループホームアルル真栄
債務者　佐々木　潤
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２３９１号**
札幌市清田区里塚３条５丁目８番１号
債務者　大平　志保
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１９号**
札幌市西区山の手７条６丁目１番９号　アオイコーポ11号
債務者　仁藤　わか
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで札幌地方裁判所民事第４部